

住民監査請求書

(三豊市職員措置請求書)

2008年 5月 7日

三豊市監査委員 殿

請求の趣旨

三豊市契約審査委員会は、2007年 9月 1日より設計額5000万円を上回る工事について、一般競争入札を実施することを決めた。(入札制度改革案)

しかし、2008年2月7日に行われた「高瀬中学校屋外運動場整備工事」(第2期)入札においては、5000万円を上回っているにもかかわらず、指名競争入札を実施した。これは、入札制度改革(案)と大きく「矛盾」している。

今回の入札は自ら決めたルールを破るものであり、地場産業の育成を理由としているが、この入札のみ A ランクだけである点を考えれば、行政の信頼を喪失するものであり、とうてい市民の納得の得られるものではない。

市長は一般競争入札を実施するべきであり、自ら決めたことは率先して守るべきである。このことの重要性を職員にも徹底し、今回の入札の予算決定及び落札業者決定に至る進め方について、経過、決定内容及び責任を明らかにするべきである。

今回入札の請負率92.91%と平成19年度土木 A ランク平均請負率88.06%の格差は入札変更を決定した責任者が負担すべきである。そして、自らの対応の誤りを明示し、市民・入札業者に対して周知することを請求する。

請求の理由

1. 2008年2月7日に行われた「高瀬中学校屋外運動場整備工事(第2期)」においては、当初予算額5300万円であった。
2. 三豊市契約審査委員会発行「2007 三豊市入札制度改革(試行)案」によれば、一般競争入札の範囲は原則として、設計金額5000万円以上としている。
3. 予定価格は5067万3千円であった。

4. 11月12日、担当常任委員会において、一般競争で実施との総意を確認した。にもかかわらず、1月23日、副市長より指名競争入札で実施させてほしいとの話が常任委員会にあった。
5. 理由は、「市内の事業が冷え込んでいるため、市内外業者を交えるよりも市内業者の指名競争としたい。」とのことである。しかし、地元救済ということであるが、5千万円を超えた入札の方法について、今回だけ指名入札にするのか返答はなく、地場対策としては一面的である。常任委員会で意思表示したものが変更した、地元対策という視点はいつ生まれたのか不明である。地元対策といえはなんでも許される、このようなやり方は間違っている。
6. 『2007 三豊市入札制度改革（試行）案』は年度末までこのままで実施する。」とCランクでは制度の継続を述べながら、Aランクでは一般を指名に変更するという対応は合理性に欠けるものである。
7. 一般競争入札は1件行われたが、比較対照とならない。今回の入札による請負率は92.91%で、指名競争入札平成19年度土木Aランク請負率88.06%との格差は4.85%発生している。

事実証明書（添付書類）


1. 2007 三豊市入札制度改革（試行）案（三豊市契約審査委員会）
2. 入札執行表（結果）（契約番号2007000520）
3. 三豊市立高瀬中学校屋外運動場整備工事（第2期）設計工事金額
4. 平成19年度 指名競争入札ランク別発注表(H20.1.18 管財課資料)

請求者

住所 三豊市三野町大見甲5742番地

職業 政党役員

氏名 岩田秀樹

署名 岩田秀樹 

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、事実証明書を添えて、必要な措置を請求します。